

知財活用支援事業(権利化支援)

令和4年度公募のご説明

知的財産マネジメント推進部

大学知財支援グループ



科学技術振興機構

本資料の構成

- 「権利化支援」の概要

- 申請～審査について
 - PCT出願支援
 - 指定国移行支援

- 公募要領の主な変更点

「権利化支援」の概要

「権利化支援」の目的

公募要領 p.1

- 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)では、
 - 平成15年度～ 大学等の外国特許出願の支援を開始し、
 - 平成26年度～ 『重要知財集約活用制度』として、
 - 平成28年度～ 『知財活用支援事業』として大幅な見直しを行い、大学等における知的財産戦略の策定及び知財マネジメントの強化に向けた総合的な支援を行っています。

- 知財活用支援事業のうち「権利化支援」では、
 - ・ 海外への技術移転を想定した特許に対して、
 - ・ 実際の外国特許出願の手続きを通じて申請機関が出願及び海外展開のノウハウを蓄積することにより、知財基盤を強化し、ライセンス等技術移転活動を活性化することを目的としています。

「権利化支援」では

公募要領 p.1

- ・ 国公立大学・承認TLO・大学共同利用機関・高等専門学校 (**大学等**) が出願人となる国内基礎出願に基づく外国特許出願について、**大学等保有のまま**外国特許出願に係る**費用の一部(8割)**を支援します。
- ・ 申請案件には、1件ごとにJST担当調査員がつき、先行技術調査を踏まえた申請機関への発明ヒアリング、特許性・有用性に関する調査等を踏まえ、**権利強化や活用のための助言**等を行います。
- ・ 外部有識者から構成される知的財産審査委員会では、実用化を担う企業の視点から技術移転や事業化へと繋がる可能性が高い「より強い特許」を出願するための支援を目的に、申請案件における**特許性評価・技術評価に関する支援**及び出願内容や出願要否等を含む**権利化に関するアドバイス**等を行います。

支援対象・期間

公募要領 p.3

・支援対象

大学等で生まれた研究成果に関する国内基礎出願に基づく外国特許出願のうち、大学等が出願人となつて行う**国際特許出願(PCT出願)及びその国内移行手続き**

- 一 **令和4年度より、一部の公的な機関※との共同出願を基礎出願とする外国特許出願も、その大学等の負担分**については支援の対象に

※ 国、地方公共団体、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人、認可法人、公益財団法人、公益社団法人、医療法人、一般財団法人、一般社団法人(総称して、「公共的機関」)

注1 大学等と大学等の共同申請は従前のおり、可能です。

注2 公共的機関との共同出願の場合、大学等の持分比率(持分比率と費用負担割合が異なる場合は、いずれか小さい方)が50%以上であることとします。

注3 公共的機関は、共同出願人であっても、申請機関となることはできません。

・支援期間

PCT出願：**契約締結日から3年が経過した年度の末日まで**

国内移行手続き：**基礎出願日から7年が経過した年度の末日まで**

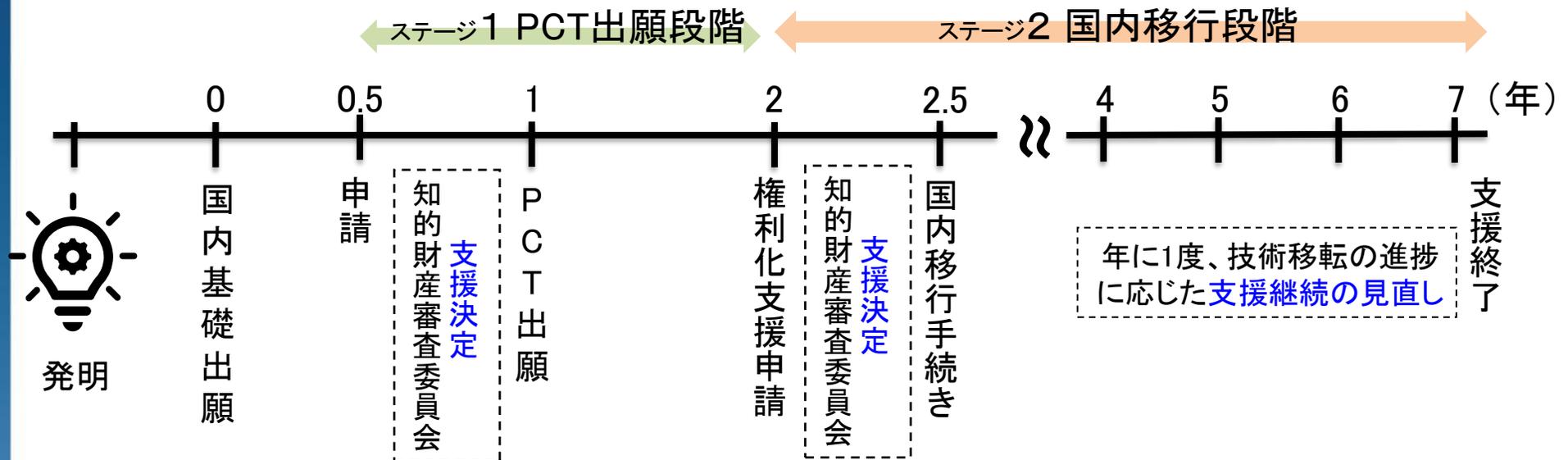
申請概要

公募要領 p.6

- 申請担当者は、「**知財部門**」の方（権利化支援は知財部門が主役）
- 共同申請の場合は、代表する大学等の一機関（代表申請機関）が申請（単独申請の場合は、申請機関＝代表申請機関）
- 代表申請機関としての新規申請は、年間30件まで
 - ― 共同申請機関としての申請や継続申請は30件に含まない
- 公募は一年を通じて実施
 - ― 電子公募システム（<https://u-pas.jst.go.jp/app/mng/login/init>）より電子申請（電子公募システムの利用には機関登録が必要です。）
 - ― 「PCT出願支援」への申請は**優先日から6か月後まで**
 - ― 「指定国移行支援」への申請は**優先日から24か月後まで**

権利化支援のスケジュール

- 権利化支援は、PCT出願段階、国内移行段階の2ステージ方式



- 権利化支援は、大学等の外国特許出願を2ステージ方式で支援
(PCT出願支援を受けていても、国内移行段階の支援を受けるためには改めて申請が必要)
- 知的財産審査委員会で特許性・有用性を審議し、支援の可否を決定
- PCT出願・国内移行手続き中の出願に関する費用の一部を支援

申請～審査について

- PCT出願支援
- 指定国移行支援

申請～審査について

- PCT出願支援
- 指定国移行支援

申請時の主な提出資料（PCT）

公募要領 p.6、p.34

■電子公募システムで作成する申請書

※ トップメニューのここから入力

■添付ファイル

※ファイルは、1つの圧縮ファイルにまとめて添付

- 様式1: 発明概要
- 様式2: 技術移転体制等の概要 または
- 様式4: ベンチャー起業の概要

※令和4年度～

既存企業への技術移転を目指す場合には「様式2」、

起業するベンチャーへの技術移転を目指す場合には「様式4」、

既存企業への技術移転、起業するベンチャーへの技術移転を並行して進める場合には、より有力な方針にあわせてどちらか一方を作成

- 先行技術文献
- 基礎出願の出願書類一式

(電子公募システム)

トップメニュー

権利化支援 新規申請

> PCT出願

> 指定国移行支援(再申請)

PCT支援採択済み案件

> 指定国移行支援(継続申請)

申請書：案件名の補足

■ 発明の名称(案件名)

- 案件を特定するため、整理番号の補足的に使用するもの
- 支援決定後は契約書に記載
- PCT出願支援の後、指定国移行支援申請をするときは、PCT出願支援時の案件名を引き続き使用

・・・そのため、

- ・ 実際の出願の名称と一致しなくても問題ありません。
- ・ 「米国の仮出願」及び「海外の大学との共同研究等に基づく第1国出願が日本国外での出願」を基礎とする日本国特許庁へのPCT出願の場合、PCT出願の予定名称等を入力してください(なお、英語でも可)。

様式1：発明概要の補足(1) (PCT)

2. 申請前調査結果

- ・ 申請に当たっては、国内基礎出願についての事前調査が必要です。
- ・ ここに記載した文献を、先行技術文献として申請時に提出します。

2. 申請前調査結果

[発明者が出願前に発表した最も近似する技術] 要記入： PCT 申請 再申請

特許出願（出願日）、論文等（発表日）	本発明との差異、本発明の優位性

新規申請（PCT 新規、再申請）の場合は必ず記入してください。申請機関による申請前調査が行われていない場合、受理できないことがあります。出願日前の発表がない場合には、出願後でも構いませんので、発明者自身の最も関連の深い論文等を記入してください。

[他者の公知技術・従来技術 調査結果] 要記入： PCT 申請 再申請

特許出願（出願日）、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載してください)	本発明との差異、本発明の優位性
使用データベース名： <input type="text"/> 検索期間： <input type="text"/> 検索式： <input type="text"/>	
使用データベース名： <input type="text"/> 検索期間： <input type="text"/> 検索式： <input type="text"/>	

検索したデータベース名、検索期間、キーワードを記入してください。

現在、入手困難な非特許文献等は、該当箇所の写しを必ず添付してください。

[発明相談・特許相談の利用有無] 要記入： PCT 申請 再申請 特許相談

由請前の発明相談・特許相談	.IST 担当調査員名及び
---------------	---------------

様式1：発明概要の補足(2) (PCT)

■ 3. 出願希望国と実用化計画 [移行希望国と外国出願の必要性]

- ・ 国名にはPCTと記載してください。

[移行希望国と外国出願の必要性]

要記入： PCT 申請 再申請 継続申請

※PCT 申請：国名にはPCTと記載してください。

※指定国移行申請（再申請を含む）：支援を希望する国名を、7ヶ国を上限に記載してください。（欧州特許（EP）の記載は不要です。欧州は具体的な国名を1行に1か国でご記載ください。）EPC を経由せずに、PCT から欧州各国への直接移行を希望する際には、事前に公募要領記載の「T.O. お問い合わせ先」までご連絡ください。

希望順	国名	活動状況	契約企業又はライセンスの想定企業
1	PCT	(選択してください)	
2		(選択してください)	
3		(選択してください)	
4		(選択してください)	
5		(選択してください)	
6		(選択してください)	
7		(選択してください)	

契約企業又は交渉先について、相手先企業名と国籍を記入してください。具体的な企業名を伏せても構いませんが、相手先の所属国については情報提供をお願いします。現地企業に対するライセンス活動だけでなく、日本企業との共同事業により当該国での事業展開が見込まれる場合も記入してください。

①有用性

—従来技術・競合技術に対する、「応用が期待される用途」についての本技術の優位性

受理後、審査委員会までの流れ（PCT）

■ JST担当調査員による発明ヒアリング

必要に応じて特許性・有用性に関する調査結果及び権利化や活用のための助言等も

■ 審議資料の作成

JST担当調査員は、申請内容に基づく先行技術調査及び申請機関への発明ヒアリングの結果から、発明内容の明確化、特許請求項の整理、市場性調査等、資料作成の準備段階をサポート（審査委員会の4週間程度前までに作成）

■ 知的財産審査委員会による審議資料の査読

審査委員会日の1週間前を目安に査読の結果をお知らせ

（査読結果に対し、審査委員会の2営業日前の正午までに追加資料を提出可）

■ 審査委員会

申請機関の担当者がWeb参加（発明者もWeb参加可）

※ 令和4年3月22日以降は、電子公募システムにログインして参加登録を

電子公募システムで保有している情報を利用し、申請番号や委員会日の入力誤りをなくすとともに、メールアドレスについても変更可能な形で提供し、委員会参加登録の入力作業軽減を図りました。

審査の観点 (PCT)

公募要領 p.12

審査の対象は、

発明の内容そのものではなく、申請機関による国内特許に基づく、
海外出願の内容及びその活用計画・見通し

審査の観点は、

申請する特許について、どのように実用化したいと考えて、動いているか

- 特許性 (新規性・進歩性) に重大な懸念がないか
 - ・先行技術に照らし特許性を確保できるか、懸念がある場合に補正の見通しが立つか
- 特許を 活用する際に必要十分な権利範囲、排他性 が確保できるか
 - ・必要な実施例は記載されているか、不足している場合に補正の見通しが立つか
- 実用化に向けた今後の見通し が示され、実現の可能性があるか
 - ・技術移転先企業の候補を絞り込みコンタクトを計画しているか
 - ・競合技術に対する優位性を示すデータが取得されているか／取得する計画があるか
 - ・効果、性能、安全性等について検証がなされているか／検証する計画があるか

申請～審査について

- PCT出願支援
- 指定国移行支援

申請時の主な提出資料（指定国）

公募要領 p.6、p.34

■ 電子公募システムで作成する申請書

（電子公募システム）

※PCT出願支援で「支援しない」となったもの（再申請）

※PCT出願支援で「支援する」となったもの（継続申請）

■ 添付ファイル

※ファイルは、1つの圧縮ファイルにまとめて添付

- 様式1：発明概要
- 様式2：技術移転体制等の概要 または
- 様式4：ベンチャー起業の概要

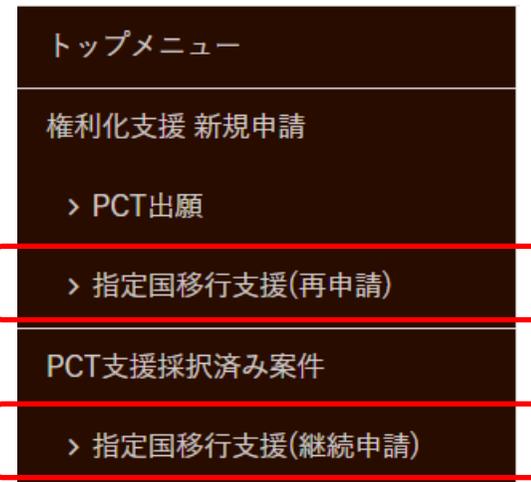
※令和4年度～

既存企業への技術移転を目指す場合には「様式2」、

起業するベンチャーへの技術移転を目指す場合には「様式4」、

既存企業への技術移転、起業するベンチャーへの技術移転を並行して進める場合には、より有力な方針にあわせてどちらか一方を作成

- 先行技術文献
- PCT出願の出願書類一式
- 国際調査報告及び国際調査機関の見解書
(国際予備審査請求を行った場合、それ以降に特許庁へ提出・受領した書類)
- 技術移転が進められている傍証となる文書



様式1：発明概要の補足(1) (指定国)

2. 申請前調査結果

- ・ 申請に当たっては、事前調査が必要です。
- ・ ここに記載したものを、先行技術文献として申請時に提出※します。

※ 継続申請であり、PCT出願支援申請時と文献が変わらない場合は不要です。

2. 申請前調査結果

[発明者が出願前に発表した最も近似する技術]

要記入： PCT 申請 再申請

特許出願（出願日）、論文等（発表日）	本発明との差異、本発明の優位性

新規申請（PCT 新規、再申請）の場合は必ず記入してください。申請機関による申請前調査が行われていない場合、受理できないことがあります。出願日前の発表がない場合には、出願後でも構いませんので、発明者自身の最も関連の深い論文等を記入してください。

[他者の公知技術・従来技術 調査結果]

要記入： PCT 申請 再申請

特許出願（出願日）、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載してください)	本発明との差異、本発明の優位性	
使用データベース名：	検索期間：	検索式：

検索したデータベース名、検索期間、キーワードを記入してください。

使用データベース名：	検索期間：	検索式：

現在、入手困難な非特許文献等は、該当箇所の写しを必ず添付してください。

[発明相談・特許相談の利用有無]

由請前の発明相談・特許相談	IST 担当調査員名及び
---------------	--------------

様式1：発明概要の補足(2) (指定国)

■ 3. 出願希望国と実用化計画 [移行希望国と外国出願の必要性]

- ・ 支援を希望する国名を、7ヶ国を上限に記載してください。
欧州特許(EP)の記載は不要です。欧州は具体的な国名を1行に1か国でご記載ください。
- ・ EPC締約国への特許出願の支援は原則EPC経由を対象とします。
PCT→各国の直接出願を希望の場合、事前に公募要領「10.お問い合わせ先」までご連絡ください。

[移行希望国と外国出願の必要性]

要記入： PCT 申請 再申請 継続申請

※PCT 申請：国名にはPCT と記載してください。

※指定国移行申請（再申請を含む）：支援を希望する国名を、7ヶ国を上限に記載してください。（欧州特許(EP)の記載は不要です。欧州は具体的な国名を1行に1か国でご記載ください。）EPC を経由せずに、PCT から欧州各国への直接移行を希望する際には、事前に公募要領記載の「10. お問い合わせ先」までご連絡ください。

希望順	国名	活動状況	契約企業又はライセンスの想定企業
1		(選択してください)	
2		(選択してください)	
3		(選択してください)	
4		(選択してください)	
5		(選択してください)	
6		(選択してください)	
7		(選択してください)	

契約企業又は交渉先について、相手先企業名と国籍を記入してください。具体的な企業名を伏せても構いませんが、相手先の所属国については情報提供をお願いします。
現地企業に対するライセンス活動だけでなく、日本企業との共同事業により当該国での事業展開が見込まれる場合も記入してください。

①有用性

-従来技術・競合技術に対する、「応用が期待される用途」についての本技術の優位性

「国際調査報告及び国際調査機関の見解書」の補足^{【機1】}

公募要領 p.7

- ・ 指定国移行支援申請では、国際調査機関からの見解書の提出が必要
- ・ 実際に行われたPCT出願について、国際調査機関の見解書にて、主要な請求項で特許性(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)が認められていることが必要
- ・ もし、主要な請求項すべてで特許性に否定的見解が残る場合は、必要に応じて、権利範囲等の補正^{*}を行ったうえで、国際予備審査請求を行い、否定的見解を解消することが必要
 - ※ 過剰な数値限定、請求内容の減縮補正により、著しく権利範囲が限定されることのないようご留意を
- ・ 令和4年度から、早期審査により日本国内で特許査定されている場合、その査定の書類をもって、国際予備審査報告書に代えることが可能

技術移転が進められている傍証の補足(1)

【機1】

公募要領 p.8

- 指定国移行支援申請では、その研究成果の実用化がまさに進展途上にある等の技術移転活動がなされている傍証となる文書の提出が必要

【申請を可とするもの】

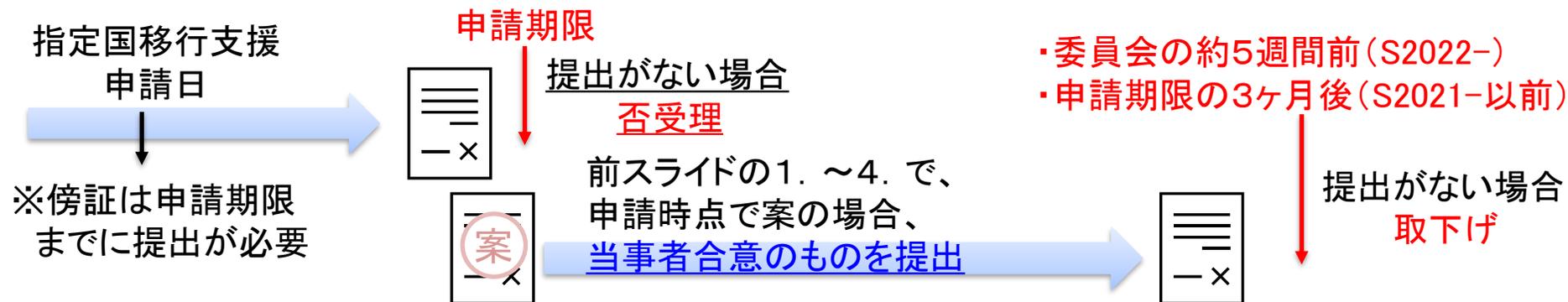
1. 当該発明に関する民間企業等との実施許諾契約書類
2. 当該発明に関する民間企業等との共同研究契約書類
3. 当該発明に関する民間企業等との試料提供契約書類 (Material Transfer Agreement)
4. 当該発明に関する民間企業等とのオプション契約書類
5. 特定の企業との連携以外で技術移転を目指す場合、実用化に向けた活動の進展等が合理的に説明され得る書類
6. 申請添付様式4 (申請機関にてベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合)
7. 秘密保持契約 (Non-Disclosure Agreement)
※ただし、TLO 等の技術移転活動の委託に関するものではなく、**当該発明を実施しようとする企業等との間で結ばれた契約**に限る
8. その他、当該発明に関して何らかの収入が発生していることを証する書類

技術移転が進められている傍証の補足(2)

【機1】

公募要領 p.8

■ 提出締め切り



■ 必須記載項目

申請案件と該当文書の関係を確認するため、以下の情報が必要



- ・当該特許の利用の有無(出願番号・特許番号等の記載の有無)
- ・当該特許を利用する研究開発・技術開発の内容
- ・文書の有効期間
- ・相手先が民間企業等であるか否か

等

※ 令和4年度から、申請時に交渉進捗中の契約書案等の文書を提出した場合の、当事者間合意の契約案の提出期限は、審査委員会の参加登録締切日(委員会日の約5週間前)まで
(JST整理番号がS2021-以前であるPCT出願支援中案件の継続申請については、従前の通り申請期限の3ヶ月後)

受理後、審査委員会までの流れ(指定国)

※PCT出願支援段階と基本的に同じ

■ JST担当調査員による発明ヒアリング

必要に応じて特許性・有用性に関する調査結果及び権利化や活用のための助言等も

■ 審議資料の作成

JST担当調査員は、申請内容に基づく先行技術調査及び申請機関への発明ヒアリングの結果から、発明内容の明確化、特許請求項の整理、市場性調査等、資料作成の準備段階をサポート（審査委員会の4週間程度前までに作成）

■ 知的財産審査委員会による審議資料の査読

審査委員会日の1週間前を目安に査読の結果をお知らせ

（査読結果に対し、審査委員会の2営業日前の正午までに追加資料を提出可）

■ 審査委員会

申請機関の担当者がWeb参加（発明者もWeb参加可）

※ 令和4年3月22日以降は、電子公募システムにログインして参加登録を

電子公募システムで保有している情報を利用し、申請番号や委員会日の入力誤りをなくすとともに、メールアドレスについても変更可能な形で提供し、委員会参加登録の入力作業軽減を図りました。

審査の観点（指定国）

公募要領 p.12

審査の対象は、

PCT出願の内容及び技術移転の進捗状況、各国への移行計画

審査の観点は、

PCT出願支援時の条件や懸念が解消され、実用化に向けて進捗しているか

— 特許性（新規性・進歩性）が確保されているか

- ・PCT出願支援時の条件を満たしているか、懸念が解消されているか
- ・必要な権利範囲、排他性が確保されているか

— 実用化に向けて進捗しているか

- ・PCT出願支援時の条件を満たしているか
- ・技術移転に向けて、企業と具体的な連携を進めているか
- ・競合技術に対して優位性を確保しているか
- ・効果、性能、安全性等について検証がなされているか

— 出願希望国における市場性や技術・製品輸出の可能性はあるか

- ・出願希望国にて活用の可能性があるか

公募要領の主な変更点

公募要領の主な変更点

公募要領 p.2

項目	変更内容	令和4年度 4月の新規申請から適用
5. 支援概要 (1) 支援の対象	対象の拡大	一部の公的な機関との共同出願を基礎出願とする外国特許出願も、その大学等の負担分については支援の対象とします。
6. 申請要件 (6) 申請書類 2) 「国際調査報告及び国際調査機関の見解書」について	国内特許査定での代替可	早期審査により日本国内で特許査定されている場合、その査定の書類をもって、国際予備審査報告書に代えることができるものとします。
6. 申請要件 (6) 申請書類 3) 「技術移転が進められている傍証となる文書」について	提出期限の変更	申請時に交渉進捗中の契約書案等の文書を提出した場合の、当事者間合意の契約案の提出期限は、審査委員会の参加登録締切日(委員会日の約5週間前)までとします。 ※ JST整理番号がS2021-以前であるPCT出願支援中案件の継続申請については、従前の通り申請期限の3ヶ月後とします。

公募要領の主な変更点(続き)

公募要領 p.2

項目	変更内容	令和4年度 4月の新規申請から適用
7. 知的財産審査委員会 (4) 審議における観点	記載の充実	※ 審議における観点を分かりやすく示したものであり、これまでと変わることではありません。
申請添付様式2 技術移転体制等の概要 申請添付様式4 ベンチャー起業の概要	記載内容の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存企業への技術移転を目指す場合には、申請添付様式2を作成してください。 ・ 起業するベンチャーへの技術移転を目指す場合には、申請添付様式4を作成してください。 ・ 既存企業への技術移転、起業するベンチャーへの技術移転を並行して進める場合には、より有力な方針にあわせてどちらか一方を作成してください。
申請添付様式3 持分と費用負担割合	記載方法の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同出願案件で、持分比率と費用負担割合が異なる場合に提出を要するものとします。

お問い合わせ

権利化支援



国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Phone : 03-5214-8413

FAX : 03-5214-8476

E-mail: kenri@jst.go.jp (権利化支援)



ご視聴ありがとうございました。



科学技術振興機構